

令和4年度

熱海市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

熱海市監査委員

熱 監 第 9 号

令和 5 年 8 月 1 7 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 竹 部 隆

令和 4 年度熱海市健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 4 年度健全化判断比率及び令和 4 年度資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり審査意見書を提出します。

第1 審査の基準

熱海市監査基準（令和2年熱海市監査委員告示第1号）に準拠

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

第3 審査の対象

（1）令和4年度健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

（2）令和4年度資金不足比率

第4 審査の期間

令和5年8月3日から同年8月17日まで

第5 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、審査に付された令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうか等を主眼として実施した。また、各種決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員からの説明を聴取した。

第6 審査の結果

審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確に算定されているものと認めた。

第7 各種比率の状況及び意見

(1) 健全化判断比率について

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	—	13.28	△26.36% 実質赤字比率は算定されない。
② 連結実質赤字比率	—	—	18.28	△54.72% 連結実質赤字比率は算定されない。
③ 実質公債費比率	4.0	3.4	25.0	
④ 将来負担比率	—	11.5	350.0	△4.9% 将来負担比率は算定されない。

① 実質赤字比率について

令和4年度は、実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度は、連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は4.0%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っているため算定されない。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、国が示した早期健全化基準の相当程度下回っていることが認められ健全な状態にあるといえるが、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

(2) 資金不足比率について

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
温泉事業会計	—	20.0
初島漁業集落排水処理事業特別会計	—	20.0

*資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないため「—」で表示した。

令和4年度の資金不足比率は、各会計ともに資金不足はなく算定されなかった。

引き続き健全財政の堅持に努められたい。